

与党協議座長 高村正彦自民副総裁

各党責任者

安全保障を語る

①

集団的自衛権の行使を一部

容認する憲法解釈変更が閣議決定されたが、その内容に非常に満足している。明確な歯止めを求める公明党に譲りすぎたのではないかとという人もいるが、憲法9条がある限り、世界各国で認められているような「フルサイズ」の集団的自衛権は日本では認められないのだから…。

閣議決定の趣旨は、国の存立を全うし、国民の権利を根底から覆すことを防ぐための必要最小限度の集団的自衛権しか行使できないということだ。全面的な集団的自衛権の行使を認めるには憲法改正しかない。

自民、公明両党の与党協議で議論のベースになったのは昭和47年の政府見解だ。そこには、国民の権利が根底から覆される急迫不正の事態に対処するために自衛の措置は認められるとある。閣議決定でも、その法理は全く変えてい

ない。

北側氏の貢献大きい

閣議決定文には武力行使の新3要件が盛り込まれているが、武力行使に歯止めをどうかけるかの議論では、公明党の北側一雄副代表の貢献は非常に大きかった。政府側は内々に新3要件を作っていたが、そこには「国民の権利を根底から覆す」といった歯止めの文言は入っていないかった。

北側さんは「高村さんは今までの法理は継承すると言ったじゃないか。なぜ抜いたのか」と追ってきた。私は「それはそうだ」と安倍晋三首相のところに行って、「その文言を入れますよ」といって了解を得た。

「明白な危険」という言葉の挿入も北側さんが強く主張した。(行使への)縛りが国民からはっきり見えるようになってよかった。

歴史に耐えうる抑止力整備



(野村成次撮影)

誤解多い「自公の溝」

よく自公で溝があるといわれるが、誤解が多い。例えば自衛隊による海上交通路(シーレーン)の機雷掃海活動。

北側さんは「機雷が敷設されたからといって、ただちに国民の権利を根底から覆す明白な危険があるとはいえない」というが、私の「(活動も)視野に入る」という言葉と矛盾しない。機雷がまかれても、新3要件に該当しなければできないのだから。

われわれはこれから丁寧に国民に説明しなければならぬ。大切なのは、閣議決定をしても、法改正をしなければ

集団的自衛権は行使できるようにならないということだ。法改正の過程では国会の十分な審議を経なければならぬ。ただ民主党のかんりの部分は集団的自衛権の限定容認論だ。日本維新の会も、みんなの党もそう。民主党の海江田万里代表が言うように、勝負はこれからだ。

自衛隊も日米安保も、今ではかなりの国民が支持している。一部メディアは不安をおおるが、これまで歴史の審判に耐えたのは、不安をおおった側ではなく、抑止力を整備したわれわれの側だったのである。

(水内茂幸、力武崇樹)